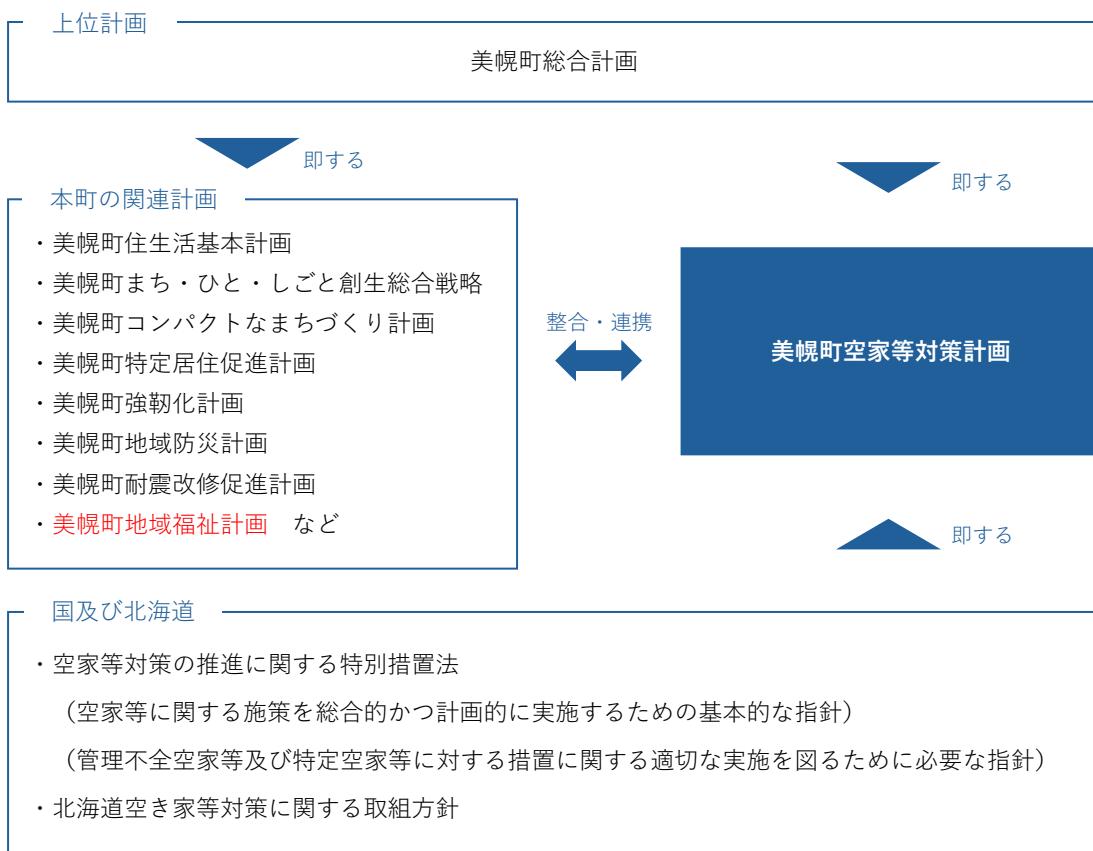


### 3. 計画の位置づけ

本計画は、空家法第7条第1項に規定される「空家等対策計画」であり、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家法に基づく基本指針やガイドラインに即した内容とします。

本町の最上位計画である「美幌町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合・連携を図るものとします。



### 4. 計画期間

本計画の期間は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。なお、計画の実効性を高め、より柔軟かつ効果的な空家等対策を推進するため、10年間の計画期間を前期と後期に分け、それぞれ5年間とします。前期終了時の令和12年度（2030年度）に施策の総合的な評価・検証を実施し、その結果を踏まえて後期の計画を必要に応じて見直していくことで、継続的な改善を図りながら対策を推進します。

